



複雑を簡単に、難しいを明快に。 迅速で的確な国際人事

◎代表取締役社長

山崎 哲夫

『外国人がグローバルに動けるようお手伝い』

◎タレント

ケント・ギルト・バート

『厳しい規制に外国人は苦勞していますね』

外資系企業を中心に、長期・就労査証や在留資格認定証明書の交付申請など、外国人の人材活用に必要な、複雑で時間を要する各種手続きのサポートを、一括して行う同社。法務省入国管理局において、入管法の改正・施行を始め、様々な外国人の労働問題を改善してきた代表による、迅速かつ的確なサービスに依頼が殺到！

ギルトバート(以下ケントG) 法務省入国管理局で四十年にわたってご活躍された代表が、その豊富なご経験やノウハウをもって、「外国人の人事サービス」を行う会社を設立されたとか。

山崎 はい。法務省入国管理局では、外国人労働者問題担当の調査官、立法担当の参事官や課長を、途中、外務省に出向してニューヨークの日本国総領事館の領事査証部長を、最後は東京入国管理局の局長も務めました。その後、外国人技能・技術者を研修する国際研修協力機構の理事、大手外資系企業顧問を経て、昨年十二月にこの会社を立ち上げた次第です。六十五歳にもなつて今更自分の会社を……という声もありましたが、まだまだやるべきことはいっぱいあると考え、自ら苦勞を買って出たわけです(笑)。

ケントG 確かに年金で安楽に暮らすという時代ではありませんし、人生

の先輩として、ぜひ見習いたいご決断ですね。お役所時代には、入管法の改正・施行にも携わられたそうですね。

山崎 ええ。当時、日本のモノと金に関する国際化は実現していませんので、ならば次は「人の国際化」を図ろうと、労働者を含む外国人の日本への入国基準を法律で明確化し、基準に合う人はどんどん受け入れられる態勢を整えました。といっても野放図な入国を容認するものではなく、あくまで基準を満たす人に対して、入国の枠を拡大するという法律です。様々な国の人が日本にやって来ることで、斬新な発想が生まれ、日本社会が活発化し、豊かになる。外国人の持つ特性や能力を活かすことはもちろん、教育の国際化、中小企業の人手不足、高齢化社会の到来、企業のグローバル化への対応などを考え併せて、「人の国際化」は絶対不可欠であると考えたのです。

ビジネス的なサポートから
日本居住リロケーションまで

ケントG 私も含め(笑)、日本にやってくる外国人の約九十八%は善良な人間なんです。それなのに、マスコミなどでは残り二%の人間ばかりを取り上げ、外国人みんなが悪人であるような印象を植え付けている。そうして問題が起きぬよう設けられた厳しい規制のために、日本に来たい外国人は非常に苦勞していますよね。

山崎 そんな苦勞や問題を解決し、外国人の皆さんがグローバルに動きやすいようお手伝いをするのが、当社の存在価値であると捉えています。

ケントG 主に外資系企業を対象とした業務処理を行っておられるということですが、サービス内容としては？

山崎 長期・就労査証、在留資格認定

業務処理の効率化・迅速化に役立つサービス内容
□長期・就労査証、在留資格認定証明書の交付申請のサポート

- 日本での創業・事業経営・経営管理を行う人のための「投資・経営」
- 資格を活かし法律業務・会計業務等に従事する人のための「法律会計業務」
- 専門的な知識・語学・経験を活かし活躍する社員・デザイナー・クリエイター等のための「人文知識・国際業務」
- 専門的な知識・経験を活かし技術開発・ソフト開発事業等に従事する人のための「技術」
- 国境を越えグローバルな事業活動展開を支える社員・技術者のための「企業内転勤」
- 日本国内で技能・技術・知識のレベルアップを図る人のための「研修」「インターンシップ」
- 優れた腕を見込まれ招聘されるコック・ソムリエ・建築技能者・パイロット・スポーツのコーチ・監督等のための「技能者」
- 同伴の配偶者、子供など家族のための「家族滞在」
- 「投資・経営」「法律会計業務」者の家族をヘルプするメイド「特定活動」

□在外日本大使館等での短期商用査証等申請のサポート

- 商用連絡、アフターサービス業務、会議・講習会参加等査証申請用の「英文招聘状・保証書」作成
- 中国からの招聘用「招聘理由書」「滞在予定表」「身元保証書」作成手続き

□在留関連手続きのサポート

- 滞在延長の「期間更新」 ■留学等からの「在留資格変更」 ■一時帰国・出張のための「再入国」
- 他社から転職した人のための「就労資格証明書交付申請」

□日本居住リロケーションのサポート

- 住居探し ■学校入学手続 ■家具購入 ■銀行口座開設 ■外国人登録手続
- 日本生活オリエンテーション ■自動車運転免許 ■印鑑登録手続

□支店、駐在事務所等の設立、運営コンサルティング
WEDOFY WE DO For You, For Your Company

株式会社 国際企業人事サービス社 東京都港区新橋1-18-13 杉村ビル9F TEL 03-3500-5528



ケントG 具体的には、どのような企業からどのような相談がありますか。
山崎 例えば、外国企業が日本との取

**経験豊富なスペシャリストが
安心、迅速、的確なサービスを**

証明書の交付申請のサポート、企業の支店や駐在事務所設立のお手伝い、更に、そこで働く外国人スタッフの方々のビザ取得から日本居住のための住居探し、お子さんの学校入学手続き、銀行口座開設、運転免許の取得、滞在延長の期間更新、一時帰国・出張のための再入国サポートなどまで、ありとあらゆるサポートをさせて頂きます。改正入管法を施行し、日本に招き入れた責任もありますから、今度は日本での各種手続きに困っておられる外国人の皆さんのお手伝いをさせて頂きます。

引拡大で連絡事務所の設置を計画している場合、日本法人設立、支店開設、駐在員事務所のいずれがいいか、手続きはどうすればいいかとか、中国企業にソフト開発を委託する契約を結んだ会社が、中国側SEに一月ほど日本に来てもらいたいのに短期商用査証が出ずに困っていると、レストランの開店に合わせ外国人シェフを招聘するに当たり、入国のための在留資格認定証明書の交付が受けられない等々。外国人の人材活用、入国・在留手続きで困っておられる企業は結構多いんですよ。

ケントG 私も諸手続きで泣かされた経験者ですから、よく分かります。やたら難しく時間が掛かるのが日本の手続きの一番の特徴なんですよね(笑)。

ですから、素人があくせくするより、専門家にお任せしてアウトソーシングするのが、一番効率的で結果としては経費も安くつく。しかし同じお願いをするならば、代表を始め、スタッフに外国人関係法令の知識や査証・入国手続きなどの実務経験豊富な行政書士や大手外資系企業国際人事部勤務経験の長いスペシャリストなど、錚々たる面々が揃うこちらの様な会社に相談したいですね。

山崎 ありがとうございます。複雑をシンプルに、難しいを簡単に、処理を迅速かつ的確にして、プロフェッショナルなサービスを低料金で行うのが当社のモットーなんですよ。

ケントG トータルにワンストップでご相談できるのが嬉しいですね。

山崎 当社スタッフが申請外国人と直


**ケント・ギルバートの
取材メモ**

法務省入国管理局で40年近く勤められた代表の実績は、頼もしいです。こちらの様なサービスは今後ますますニーズが高まると思いますが、活躍が期待されますね。

接連絡をとって書類の準備に当たり、お忙しい企業担当者様の負担を軽減することも可能ですし、関係資料は五年間以上整理・保存しておりますので、包括コンサルテーション依頼の顧客企業ですと、ご要望に応じて期間更新時期のリマインダーなどをメールでお知らせもしているんですよ。「WE DO FOR YOU, FOR YOUR COMPANY」の頭文字をとった、ロゴマークの「WEDOFY」にふさわしいサービスが実現できるよう、今後も社員一同、誠心誠意、努力していく所存です。

ケントG 企業の多国籍化が進む今の時代、非常にニーズの高いサービスだと思います。ぜひ頑張ってください。